

自動車損害調査業務における対応上の留意事項について

標記の件につきましては、先般、平成22年8月25日付通知文書（「自動車損害調査業務における柔道整復師の施術に関する取扱いの再徹底について」22全国第166号（自損業））において、柔道整復師の施術に対し適正な対応に取り組んでいるところですが、しかし、この事について、既に平成14年10月18日の注意であるにもかかわらず繰り返し発生の為、この原因の注意が求められるとされました。また、「共済事業向けの総合的な監督指針」においては、保険法の趣旨・規定を踏まえた利用者保護、利用者利便の視点に立った態勢の整備とともに、被共済者や損害賠償請求権者のみならず医療機関及び柔道整復師等すべての事故関係者に対しても適切な対応レベルの向上が求められている状況にあり、「共済事業向けの総合的な監督指針」を踏まえ、当局から適切な対応を徹底するよう改めて指導を受けています。

つきましては、自動車損害調査業務における対応上の留意事項について、別添のとおり取り纏めておりますので、管下SC及びJAへの周知・徹底をお願いいたします。

なお、本件に関する照会は全国本部自動車部自動車損調業務グループ（TEL 050-5541-9404）宛をお願いいたします。

別添

【自動車損害調査業務における対応上の留意事項】

1. 患者の医療選択権妨害防止について

医療選択権が「人権」のひとつであることに鑑み、患者の選択権を無視し、特定医療への受診を求める行き過ぎの注意。

2. 柔道整復師医療も医療選択の対象とされている理解について

医療選択権の対象に柔道整復師医療も含まれることから患者の柔道整復師医療選択に対し、「医師受診を強要する厳禁」の注意。

3. 「医療費算定」で「金融庁・国土交通省告示第1号」の理解について

交通事故傷病治療費算定の取り扱いについて、金融庁・国土交通省告示第1号の「適切妥当な額」に留意し、健康保険や労災保険の算定基準の強要を行うことのないよう注意。

4. 「問題惹起職員」の対応問題について

直接的には「個々事案取り扱い者」の対象となるがその問題者が複数者の場合、JA共済連自身の「問題者」となることの注意。

5. 「問題の報告」と再発防止対策の報告について

「問題注意」と再発防止の為の周知徹底の取り組み。

JA共済自身の責任と使命の表明の大事に鑑み、公に対する責任表明。

6. 医療費支払い統計の整備（柔道整復師関係含む）

濃厚過剰乱診乱療診療対象者の防止対策にあたり、その根拠の作成。